

令和3年第11回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和3年11月15日（月） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫 ・ 酒井 勉
松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉
河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 多藏
西垣 隆 ・ 林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝
山口 貴範

欠席委員

櫻井 宏

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司
小河 先 ・ 岸野 治郎 ・ 栗原 修司 ・ 酒井 秀男
杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 林 俊朗
堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦
村瀬 東三 ・ 山田 貞夫

事務局

事務局長	横井 敬太	副主幹	伊佐治伸一
主査	吉村 雅子	副主査	岩垣 康弘
主任	三輪 幸	主任主事	坂口由充加
主事	小野寺亜美		

議 事

- 議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第56号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第57号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第58号 計画変更承認申請の審議について
- 議案第59号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 報告第39号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第40号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第41号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理の報告について

議長

それでは、令和3年第11回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは議席番号2番林明委員、議席番号4番古田薫委員の両委員、よろしくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第55号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第55号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定、若しくは移転する場合の許可申請です。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、長良地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、畑を譲り渡すものです。

2番、北長森地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、田を譲り渡すものです。

3番、鶉地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の合理化のため、田を譲り渡すものです。

この申請における譲受人は、下限面積である40aを満たしておりませんが、譲受人は申請地と隣接する田を所有しており、その位置、面積、形状から見て申請地が隣接する農地と一体的に利用しなければ利用することが困難と認められるものであることから、農地法第3条第2項第5号及び農地法施行令第2条第3項第3号の不許可の例外により、許可し得るものです。

4番、西郷地区の申請は、使用貸借の設定で、農業経営の拡大

を図る使用借人へ、田を貸し出すものです。

3 ページをお願いします。

5 番、日置江地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、田を譲り渡すものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第55号について事務局から説明を受けました。各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から御説明をいただきます。

それでは、1 番、長良地区は、酒井勉委員、お願いします。

酒井委員

1 番の申請は、農業経営の縮小を図る渡人が、農業経営の拡大を図る受人へ畑を譲り渡すものです。

受人は長良地区で果樹を栽培されており、申請地ではぶどうの栽培を行うとのことでした。

地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2 番、北長森地区は、林明委員、お願いします。

林(明)委員

2 番の申請は、農業経営の縮小を図る渡人が、農業経営の拡大を図る受人へ田を譲り渡すものです。

10月19日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、申請地隣地も適正に耕作しておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3 番、鶉地区は、梶下信孝委員、お願いします。

梶下委員

3 番の申請は、農業経営の合理化を図る受人へ田を譲り渡すものです。

11月2日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び申請人と共に、現地立会いを行いました。

申請地は、隣接する所有農地と一体利用で、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めについても十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

4番の申請は、農業経営を拡大する借人へ農地を貸し出すものです。

10月26日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、粟を栽培される予定です。

借人は、地元の取り決めについても十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5番、日置江地区は、事務局から説明します。

吉村主査

5番の申請は、農業経営を拡大する受入へ田を譲り渡すものです。

11月2日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び受入と共に現地立会いを行いました。

申請地では、水稻及びいちごを栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めについても十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議長

議案第55号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第55号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第56号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、2件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第56号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

5ページの総括表を御覧ください。

今回は、2件、1,858平方メートルです。

6ページをお願いします。

1番、西郷地区の申請は、一時転用で農地の嵩上げをするものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、今回の申請は4か月間の一時転用であり、目的を達成するうえで申請に係る農地を供することが必要と認められることから、許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので44ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺図をご覧ください。転用される場所は、七郷小学校から北へ600mほど離れた農地です。

6ページにお戻りください。

2番、三輪地区の申請は、一時転用で農地の嵩上げをするものです。

申請地は、農振農用地ですが、今回の申請は4か月間の一時的な利用に供するために行うものであり、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことが認められるため例外的に許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第56号について説明を受けました。

1番、西郷地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、1番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

今回の申請は、農地の嵩上げのための一時転用です。

嵩上げ後、粟を栽培する予定とのことでした。

10月26日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者とともに、現地立会いを行いました。

立会いの際、周辺農地及び水路への影響がないよう配慮することを確認しており、許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第56号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第56号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第57号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転2件、賃借権の設定2件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第57号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

8ページの総括表を御覧ください。

今回は、5件、合計3,853平方メートルです。

9ページをお願いします。

1番、黒野地区の申請は、賃貸借の設定により、高速道路工事関連の工事用ヤードに一時転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、今回は3年間の一時的な利用に供するものであり、目的を達成するうえで申請に係る農地を供することが必要と認められること、許可期間内に農地へ

の復元を誓約していることから、許可し得るものです。

2番、黒野地区の申請は、所有権の移転により、老人デイサービスセンターに転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので45ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺図を御覧ください。転用される場所は、岐阜大学から南西へ600メートルほど離れた農地です。

9ページにお戻りください。

3番、鶉地区の申請は、所有権の移転により、駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地の転用は原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、許可し得るものです。

4番、合渡地区の申請は、使用貸借の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設があるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

10ページをお願いします。

5番、合渡地区の申請は、賃貸借の設定により、資材置場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

2番、黒野地区の申請については、現地調査を行いました。
それでは、2番、黒野地区は、野々村議員、お願いします。

野々村委員

2番の申請は、老人デイサービスセンターの建設のために転用するものです。

10月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者とともに、現地立会いを行いました。

立会いの際、周辺農地及び水路への影響がないよう配慮することを確認しており、許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第57号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第57号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第58号農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第58号について説明いたします。

農地転用許可後に事業計画変更を行う承認申請です。

12ページをお願いします。

1番、黒野地区の申請は、賃貸借による権利の設定により、仮設現場事務所及び駐車場、資材置場へ一時転用するものとして、農地法5条許可済みですが、関連工事の工期の遅れにより、転用期間を延長するものです。

申請地では、変更後の転用事業が、その事業計画に従って実施されることが確実であること、変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であること、及び、変更後

の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であることが認められるため、承認し得るものです。

以上でございます。

議長 ただいま、議案第58号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第58号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第59号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は3件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査 それでは、議案第59号について説明いたします。

14ページをお願いします。

今回は、3件提出されており、特例適用農地面積は、23,782平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議長 ただいま、議案第59号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第59号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。
議案につきましては、以上でございます。

議長

続きまして、報告に移ります。
報告第39号から41号について、事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和3年10月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。

16ページをお願いします。

報告第39号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について、第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

17ページをお願いします。

今回の各地区別の届出は、37件、合計40,267.34平方メートルです。

続きまして、18ページをお願いします。

報告第40号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

19ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出の合計は、13件、合計3,615平方メートルです。

明細は、20ページから23ページです。

続きまして、24ページをお願いします。

報告第41号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

25ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出の合計は、67件、合計33,446.31平方メートルです。

明細は、26ページから43ページです。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

御発言もないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時27分閉会を宣す。